

⑤ 原告の言論に対する弾圧②（都教委が「C・D評価は20%以上出すように。」等と指導して相対評価を強要したことを公表した土肥氏の行為が守秘義務違反であるとして自粛を求め、服務事故報告書を作成した点等。）

⑥ 校長に対する職務命令の強要と名誉毀損

⑦ 都教委の恣意的、独善的、強権的な言動に関する事情

⑧ 非常勤教員採用試験において不合格としたことが裁量権の逸脱・濫用であること

本件訴訟の審理としては、原告被告双方から各争点に関する詳細な主張の応酬がなされ、これを踏まえた上で、都教委側の証人6名と土肥氏本人の尋問が行われ、昨年2011年（平成23年）8月25日に口頭弁論を終結して判決言渡期日が指定されました（なお、口頭弁論終結直前での裁判長の交代と判決言渡期日の変更がありました）。

証人尋問に関しては、教員、生徒、保護者等の証人候補者（以下、「証人候補者」といいます。）について、土肥氏が証人申請を行い、各証人候補者から陳述書を提出してもらいました。このとき、土肥氏が申請した証人候補者について都教委は反対尋問の必要がない（証人候補者が提出した陳述書の内容について争う機会を設けなくてもよい）と述べたことから、裁判所は、証人候補者を採用しませんでした。しかしながら、各証人候補者からの陳述書には、各論点について土肥氏の主張を裏付ける記載があったので、これによって立証はできていたと思っています。

本件訴訟の審理の過程では、土肥氏は、生徒のみならず、教員や保護者との間でも他に例を見ないほどの高度な信頼関係を構築し、その信頼関係を土台として、三鷹高校校長在任期間中に、校内での盗難件数やいじめの大幅な減少など、校長として数多くの教育実績を残していたことなどが明らかになりました。他方で、驚くべきことに、都教委が非常勤教員採用試験において土肥氏の三鷹高校校長としての教育実績については全く考慮に入れず、意図的に無視していた実態が浮き彫りになりました。

3 判決の結果について

東京地方裁判所民事第19部は、本日言い渡した判決において、土肥氏の請求を棄却しました。上述した膨大な数の証拠や本件訴訟の審理の過程を全く踏まえていない、極めて不当な判決であるといわざるを得ません。

土肥氏は、控訴を決意しており、一審判決は必ずや控訴審において覆されることになるものと確信しています。

以上